

令和7年第3回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月10日（月） 午後4時00分～

2. 開催場所 宇土市役所網田支所

3. 出席委員 11名

中村英子 安田鷹嗣 那須千代 上村博文
境 良一 芥川高一 芥川清二 鎌賀和夫
太田桂子 加悦雅浩 宮本久美子

4. 欠席委員 1名

小森公明

5. 議事録署名者指名 境 良一 議長

議事録署名委員 安田委員 上村委員

6. 議 事

- (1) 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- (2) 議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- (3) 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- (4) 議案第10号 農用地利用集積計画の同意について
- (5) 議案第11号 特定農地貸付けの承認について
- (6) 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

事務局 只今から令和7年第3回農業委員会総会を開催いたします。本日は、小森委員がご欠席ですが、定数の過半数を超えていますので本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 今日は、本年3回目の総会となります。昼は、イチジクの植付け大変お世話になりました。私は、他の会議出席のため出席できませんでした。遊休地解消は新年度の一番の事業と思います。誠意業務に取り組んでいる

という声をお聞きしました。今回は、新しい施設として本コミュニティーセンターで開催することとなりました。本日もよろしくお願い致します。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第3の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いします。

境議長 まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、安田委員さんと上村委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いします、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号1番について確認委員の那須委員より説明をお願いします。

那須委員 受人が隣接を耕作されています。特に問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いいします。

境議長 補足説明があれば事務局よりお願い致します。

事務局 申請番号1番について説明します。地図は4ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は約400m、農業年数は70年、農機具を所有し、主たる作物は米になり、3条の要件は満たしているものと思われます。なお、譲受人は隣接する農地を所有し、耕作しています。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番について承認致します。次に、申請番

号2番について、確認委員の芥川高一委員より説明をお願いします。

芥川高委員 受人は隣接地でハウス経営を行われています。特に、問題無いと思われます。

境議長 確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明します。地図は5ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地は自宅隣接地で、農業年数は46年、農機具を所有し、主たる作物は米、ピーマンになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので2番について承認します。次に、申請番号3番について、確認委員の鎌賀委員より説明をお願いします。

鎌賀委員 親類関係の譲渡となります。特に問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号3番について説明します。地図は6ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は約200m、農業年数は60年、農機具を所有し、主たる作物は米、ミカン、柿になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので3番について承認します。次に、申請番号4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号4番については、現時点で申請内容に疑義があるため、今回は保留とします。議案書からは削除をお願いします。

境議長 事務局の説明のとおり4番について今回は保留とします。次に、申請番号5番については、加悦委員との関連案件となりますので、一時ご退席をお願いします。
(加悦委員退室)
確認委員の宮本委員より説明をお願いします。

宮本委員 特に問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号5番について説明します。地図は8ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で10分、農業年数は40年、農機具を所有し、主たる作物は米、ミカン、いちじくになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号5番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので5番について承認します。
(加悦委員入室)
次に、申請番号6番について、確認委員の加悦委員より説明をお願いします。

加悦委員 特に問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

- 事務局 申請番号 6 番について説明します。地図は 9 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で 3 分、農業年数は 60 年、農機具を所有し、主たる作物は大根、シソ、らっきょうになり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。
- 境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 6 番について、委員さんのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 異議なしということですので 6 番について承認します。以上、議案第 7 号について 5 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第 8 号「農地法第 4 条の規定による許可申請審議について」を議題とします。それでは申請番号 1 番と 2 番は関連しますので、あわせて確認委員の芥川高一委員より説明をお願い致します。
- 芥川高委員 本件については、事務局等と何度も協議をしてきました。今回は、間違えはないものと思われます。ご審議よろしくお願いします。
- 境議長 確認委員の説明はおわりました。事務局より補足説明があればよろしくお願いします。
- 事務局 申請番号 1 番及び 2 番について説明します。地図は 11 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、走潟町に居住する個人で、申請番号 1 番については、自己所有地で、昭和 42 年に農業用倉庫を建築、平成 20 年に通路・駐車場として造成しており、今回現況にあわせて地目変更するための転用申請となります。元々農業用倉庫として利用していたため農地法の許可は不要と考えていたとのことで始末書が添付されています。申請番号 2 番について、現在、申請地隣接の所有農地にコンテナを設置し、建築業者に事務所として貸出していますが、この農地は農振農用地区域内にあり、農地法及び農振法に抵触していることから、その移転先としての転用申請となります。申請地は、おおむね 10ha 以上の広がりがある区域内にある農地であり、第 1 種農地と思われますが、集落に接続して設置されるものの不許可の例外にあたり許可は可能です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 1 番、2 番について委員さんのご意見はありませんか。

上村委員 隣接地の農地の耕作者は同じ人か。

事務局 同じ方です。

境議長 他にありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 1 番、2 番について承認します。以上、議案第 8 号について、2 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請審議について」を議題とします。それでは申請番号 1 番について、確認委員の那須委員より説明をお願い致します。

那須委員 隣地で最近転用がされています。特に問題ないものと思われます。ご審議よろしく申し上げます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。事務局より補足説明があればよろしくお願い致します。

事務局 申請番号 1 番について説明します。地図は 15 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、熊本市のアパートに居住する個人で、新たに住宅を建築する計画を建てたところ、申請地は両親の住む実家に近く、国道や県道が近隣を通っており交通の便もよいことから居住地として適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、おおむね 10ha 以上の広がりがある区域内にある農地であり、第 1 種農地と思われますが、集落に接続して設置されるものの不許可の例外にあたり許可は可能です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 1 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番について承認します。次に申請番号2番について、確認委員の那須委員より説明をお願い致します。

那須委員 次の3番と隣接地となります。特に問題無いとおもわれます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。事務局より補足説明があればよろしくお願ひします。

事務局 申請番号2番について説明します。地図は16ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、熊本市に居住する個人です。会長を務める電気施設関係の会社の業務効率化のため、駐車場及び資材置場とする土地を探していたところ、申請地は大きな道路に接しており、資材置場として利便性がよいと考え、今回の転用申請となりました。申請地は、公共投資のされていない、10ha未満の生産性の低い第2種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので2番について承認します。次に申請番号3番について、確認委員の那須委員より説明をお願い致します。

那須委員 今回申請された内容については問題ないと思います。

境議長 確認委員の説明はおわりました。事務局より補足説明があればよろしくお願ひします。

事務局 申請番号3番について説明します。地図は16ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、新開町で土木工事業等を営む法人です。平成10年頃から資材置場兼駐車場として使用しており、農地法の手続きが必要であることを知らなかったとのことで、始末書添付の案件です。申請地は、公共投資のされていない、10ha未満の生産性の低い第2種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 3 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 3 番について承認します。次に申請番号 4 番について、確認委員の那須委員より説明をお願い致します。

那須委員 特に問題ありません。ご審議よろしく申し上げます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。事務局より補足説明があればよろしく申し上げます。

事務局 申請番号 4 番について説明します。地図は 17 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、花園町で製造販売業等を営む法人です。事業の拡張に伴い、従業員の駐車場が不足することから、駐車場とする土地を探していたところ、申請地は会社敷地に隣接しており利便性がよいと考え、今回の転用申請となりました。申請地は、公共投資のされていない、10ha 未満の生産性の低い第 2 種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 4 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 4 番について承認します。次に申請番号 5 番について、確認委員の上村委員より説明をお願い致します。

上村委員 都市計画道路沿いで問題ないと思います。

境議長 確認委員の説明はおわりました。事務局より補足説明があればよろしく申し上げます。

事務局 申請番号 5 番について説明します。地図は 18 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、栗崎町で不動産業等を営む法人です。申請地は都市計画第一種中高層住居専用地域であり、住宅用地としての需要が

見込まれると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画用途地域内のため第3種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号5番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので5番について承認します。以上、議案第9号について、5件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第10号「農用地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の21ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。21ページ11番から19番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。現在の契約期間が満了するため利用権の再設定となります。22ページ20番から23ページ26番につきましては、農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した利用権の新規及び再設定となります。①につきましては、農業公社を介した農地の売買案件で、現在の農地所有者から熊本県農業公社が農地を買い入れるものです。次に24ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田が45,970㎡、畑が13,508㎡、樹園地が5,108㎡、合計が64,586㎡となっています。次に25ページをご覧ください。地区ごとに表示しております。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第3回総会時点での令和7年の累計は、基盤法による利用権の新規設定が3,560㎡、再設定が44,472㎡、農業公社による利用権の新規設定が25,186㎡、再設定が20,918㎡、公社売買による所有権移転が1,222㎡です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第6号について承認します。次に、議案第11号「特定農地貸付けの承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 つつじが丘にある市民農園は平成14年に地元農業者で組織した農事組合法人が管理運営を行っています。今回、農事組合法人から組合員の高齢化により農園の維持管理を行っていくことが困難なため、事業を撤退する相談がありましたが、熱心に利用されている方も多く、農園を閉じてしまうと景観上、隣接する農村公園の利用者にも影響が出る可能性があるため、市民農園として継続して欲しいとのことであり、令和7年度以降は宇土市で市民農園の管理を引き継ぐこととなりました。市民農園を市が実施するには特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく農業委員会の承認が必要となるため、審議していただくものとなります。それでは、議案第11号について説明します。特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく特定農地貸付の承認の件です。この特定農地貸付法に基づき、申請者が市民農園を開設することができます。特定農地貸付法により市民農園を開設するには農業委員会より貸付規程の承認を受ける必要があります。貸付規程とは特定農地貸付の実施、運営に関して必要な事項を定めたものです。なお、貸付規程に記載すべき事項は以下のとおりです。1つ目は、特定農地貸付けの用に供する農地の所在、地番及び面積です。申請地は椿原町にある農地で全部で15筆、所在地番は記載のとおりで、面積は合計10,082㎡です。2つ目は、特定農地貸付けを受ける者、つまり市民農園の利用者の募集及び選考の方法です。借受者の募集及び選考の方法に広報うとへの掲載やチラシの配布による一般公募等により募集することと選考は申込みをした者の中から決定し、募集した数を上回る場合は抽選となっております。3つ目は、特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他の条件です。貸付期間は4月1日から3月31日までの1年以内となっております。4つ目は、特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法です。貸付の条件に禁止事項の記載があります。以上のとおり今回の申請は要件を満たしていることから、事務局としては承認相当と判断します。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員	異議なし。
境議長	異議なしですので、議案第 11 号について承認します。次に、報告第 4 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、報告いたします。29 ページをご覧ください。解約件数は 18 件、総合計は 26 筆で 23,921 m ² です。解約農地、地目、面積、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。以上です。
境議長	事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしですので、報告第 4 号について承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれをもちまして、議長の座を降段させていただきます。
事務局	ありがとうございました。閉会の言葉を鎌賀委員にお願いします。
鎌賀委員	ご審議ありがとうございました。これをもちまして令和 7 年第 3 回の総会を閉会します。

議	長	境	良一	印
議事録署名人		安田	鷹嗣	印
議事録署名人		上村	博文	印